

# 横浜事件 再審で「免訴」

## 検察側主張認める

### 地裁判決 有罪、無罪判断せず

戦時中最大の言論弾圧とされる「横浜事件」の再審判決公判が九日、横浜地裁で開かれた。松尾昭一裁判長は、既に故人となっている元被告五人

全員に対し、有罪か無罪かを判断しない

「免訴」の判決を言い渡した。裁判長は

「被告人らは大赦を受けた。免訴理由が

存在するため、有罪・無罪の裁判をする

ことは許されない」などと述べた。神奈

川県警察部特別高等課（特高）に治安維

持法容疑で逮捕され、終戦直後の混乱期

に有罪判決を受けた雑誌編集者らの名誉

回復は約六十年ぶりのやり直し裁判でも

かなわなかった。弁護側は無罪を主張し

「司法の戦争責任」を認めるよう訴え、

検察側は「当時の罪の大赦も済んでい

る」などと免訴を主張していた。



「横浜事件」の再審判決公判のため横浜地裁に入る  
弁護側＝9日午後1時11分、横浜市の横浜地裁で

2006年2月9日発行